

三商レポート

第六十四話 「相続放棄の減少」

～限定承認も減少・期間伸長は増加～

相続フラザ花小金井（株）三商 内藤 雄

小平市花小金井南町1-14-24 電話 042-467-2103

平成 20 年の最高裁司法統計が公表されました。（別紙資料参照）

それによると、バブル崩壊後の平成 3 年から 17 年連続増え続けてきた「相続放棄」の申述受理件数が、平成 20 年は減少しました。平成 2 年を底に増加に転じ、平成 19 年は 15 万件を突破しましたが、平成 20 年は前年より 1% (1,523 件) 減少し、148,526 件でした。「限定承認」も少しずつ増え続けてきましたが、11% (116 件) 減って 897 件でした。これに対し、相続を放棄するか承認するか調査し判断するため 3 ヶ月の熟慮期間を延長してもらう「期間伸長」の申立は、平成 20 年も増え続けました。前年より 8.8% (448 件) 増えて 5,045 件でした。

この数字の動きをどのように読んだらよいでしょうか。

バブル崩壊後に相続放棄が増え続けてきた理由は、次の点にあります(私見)。

i) バブル期の地価上昇に伴い、土地資産家が「相続税対策」として、借金をしてアパート・マンションを競って建てた。しかし、その後のバブル崩壊で地価は下落し、不景気は長引き、空室の増加・賃料の引下げ・修繕費の負担が重なり、借金が重く残ったまま相続を迎えた。

ii) 同じくバブル期に土地を担保に借金し、事業拡大・経営の多角化をはかった経営者が、やはり借金を残したまま亡くなった。

iii) 長引くデフレ不況や銀行の貸し渋りにもめげず、生き延びるために必死にノンバンク・商工ローン・消費者金融から借金してやりくりして来た中小・零細企業の経営者が力尽きた。また、リストラ・失業・病気を苦にした働き盛りの中高年が借金を抱えて亡くなった。

平成 20 年になって相続放棄が減少した理由は、次の点にあると思います。

i) バブル期およびバブル崩壊後の借金の処理が進み始めた。

ii) その後のリーマンショックに端を発した世界同時経済危機にたいしては、「緊急保証制度」等による資金援助(セーフティネット)が一応機能している。

限定承認の減少の理由は、

i) やはり手続き上使いにくい、ii) 面倒な割にはメリットがないなどがある。
そのため、どうしても必要な時だけの利用になっている。

注目すべきは、期間伸長の申立の増加です。借金を抱えた相続処理の際にポイントとなるのが、この特殊な手続きです。

遺族は、大切な人を亡くした悲しみに動揺しています。すぐに調査や相談する余裕もありません。やっと相談に来た時には、既に相続開始から1~2ヶ月経っています。放棄するか承認するか検討するには、資産と借金の調査に時間が必要です。しかし、借金は目に見えません。調査が困難な時もあります。信用経済が発達した現在は、登記簿謄本(全部事項証明)を見ても借金の全ては分かりません。ところが、期間伸長により見えてくることがあります。債権者が動き出すからです。期間伸長により、債務の全体像をつかんだ上で検討し、対策をたてることが可能となります。債務整理の手法も整備されてきました(自己破産・民事再生・特定調停・過払い返還請求など)。これらの検討により、相続放棄や限定承認をすることなく相続処理ができるようになりました。

平成 20 年は減ったとはいえ、相続放棄の受理件数は依然高止まりです。また、リーマンショック以後の新たな借金は、景気が良いための借入ではなく、苦しい今をしのぐための借金です。そのため返済は大変です。やがて「借金と相続」の問題が再登場する可能性が高いと感じます。今後はこれまで以上に「期間伸長」を活用しながら、単純承認するか、相続放棄するか、それとも限定承認するかを検討し決断することを求められることとなります。
(2009年10月1日)

~いつも「三商レポート」をお読みいただきありがとうございます~

『第5回 相続プラザ 相続講演会』のお知らせ

シリーズ「やさしい相続の話・大切な相続の知識」

日時：平成 21 年 10 月 28 日 (水)
午後 2 時~4 時 30 分 (受付 1 時 30 分)

会場：ルネこだいら・レセプションホール
西武新宿線小平駅南口徒歩 3 分

講師：①「登記手続きから見た、相続の注意点」
司法書士 手塚 宏樹 先生
②「相続対策・実務対応の実例から」
相続プラザ 内藤 雄

* 参加無料
* 事前予約

(別紙資料)

【相続放棄・限定承認・期間伸長の申述受理件数の推移】

年度	相続放棄	限定承認	期間延長
昭和 24 年	148,192 件	181 件	2,405 件
25 年	183,163 件	541 件	3,498 件
26 年	191,000 件	396 件	4,320 件
30 年	152,308 件	587 件	3,846 件
40 年	110,242 件	353 件	1,839 件
50 年	48,981 件	237 件	828 件
60 年	46,227 件	451 件	835 件
平成元年	43,626 件	420 件	730 件
2 年	43,280 件	371 件	591 件
3 年	45,884 件	427 件	783 件
4 年	50,946 件	482 件	975 件
5 年	58,490 件	578 件	1,298 件
6 年	58,794 件	568 件	1,481 件
7 年	62,603 件	658 件	1,569 件
8 年	66,898 件	670 件	1,805 件
9 年	73,462 件	751 件	2,196 件
10 年	83,316 件	799 件	2,339 件
11 年	98,546 件	856 件	2,685 件
12 年	104,502 件	845 件	2,796 件
13 年	109,730 件	905 件	3,024 件
14 年	123,038 件	938 件	3,211 件
15 年	140,236 件	995 件	3,761 件
16 年	141,477 件	960 件	3,764 件
17 年	149,375 件	995 件	4,095 件
18 年	149,514 件	1,000 件	4,381 件
19 年	150,049 件	1,013 件	4,597 件
20 年	148,526 件	897 件	5,045 件

(最高裁司法統計資料より)